

## 豊中市立図書館選書委員会の設置及び運営に関する要綱

第1条 図書館規則第9条の規定に基づき、豊中市立図書館が行う資料の集中選書を適正に行うため、豊中市野畑図書館に豊中市立図書館選書委員会（以下、委員会という。）を設置する。

第2条 委員会は豊中市立図書館全館の選書を行う。

第3条 委員会は、豊中市立野畑図書館司書6名で組織する。

2. 委員は、岡町図書館長が野畑図書館長と協議して指名する。

3. 委員の任期は2年とする。ただし、異動等による任期中の交代または再任については、これを妨げない。

第4条 委員会に臨時委員を若干名置くことができる。

2. 臨時委員は、委員会の運営のため必要な場合に限り、豊中市立図書館司書のうちから、岡町図書館長が各図書館長と協議し指名する。

第5条 委員会に委員長を置く。

2. 委員長は、野畑図書館長がこれに当たる。

3. 委員長は、委員会に関する事務を掌握し、委員会を代表する。

4. 委員長は、副委員長を委員の中から指名する。

5. 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

第6条 委員会は、図書館資料の選択にあたって、図書館規則第10条の規定を遵守するとともに、国民の知る自由を保障するために制定された「図書館の自由に関する宣言」（日本図書館協会1979年改訂）を尊重し、中立、公平、主体的な選書を実施するため、次の基本方針に基づき選択・収集を行う。

(1) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。

(2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。

(3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。

(4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、自己規制したりはしない。

(5) 寄贈資料の受入れに当たっても同様である。

図書館の収集した資料がどのような思想や主張を持っていようとも、それを図書館及び図書館員が支持することを意味するものではない。

2. 資料の選択に当たっては、市民の図書館として地域や利用者のニーズを基本として、リクエスト情報等を最大限活用する。

第7条 委員会は選書を行うが資料の受入れ・除籍についての決裁は、岡町館

長が行う。

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、岡町図書館長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。